



税関保税ニュース 第8号

発行：門司税関監視部保税地域監督官

コロナ禍での内部監査・教育訓練について

コロナ禍での皆さんの職場におかれましては、テレワークやソーシャルディスタンスの確保等、新型コロナウイルス感染防止に工夫され保税業務を行っていると思います。また、CPに規定される内部監査や教育訓練の実施について、人を集められずにお困りではありませんか？

ここでは、適正な蔵置場運営のため、実施方法の一例をご紹介します。

内部監査実施の一例

●コロナ禍における内部監査実施

- ・オンライン会議を利用し担当者からヒアリング、共有機能で書類監査を行う。
- ・必要書類を内部監査人へ郵送し、担当者から電話でヒアリングを行う。
- ・現地確認については人が少ない時間帯に最小限の人数で行う。

●なぜ内部監査が必要なのか？

- ・法令に定められた義務規定や許可条件の遵守、履行状況を検証する。
 - ・貨物管理・税関手続を適正に履行し得る体制にあることを確認する。
- 等のために必要となります。

また内部監査人が問題点や不適切な業務等について、改善のための助言・勧告を行い周知することで従業員の知識向上にもつながります。



教育訓練実施の一例

●コロナ禍における教育訓練実施

- ・オンライン会議を利用し社内で研修を行う。
- ・税関・関係団体が開催するオンライン研修への参加とその資料を活用する。
- ・保税業務に関する資料を回覧し各自学習する。

●なぜ教育訓練が必要なのか？

・保税業務における非違の主な原因は**知識の欠如、確認不足、思い込み、連絡引継不足、慣れ**などのヒューマンエラーが多くみられます。これを防止するには定期的な教育訓練で気を引締めることが大変重要です。

- ・自社のCP、業務手順書などを再確認する機会です。
- ・新任者の方々は保税に関する知識を学習するチャンスです。



不審な貨物の情報提供にご協力を！

最近、

善良な輸入者名をかたり(なりすまし)、不正薬物、知的財産侵害物品等を密輸入する事案や、

情を知らない輸入者のコンテナを悪用し不正薬物を密輸入する事案が国内外で多数確認されております。



これら不正輸入を阻止するうえで、通関業者・保税業者の皆様からの情報提供が大変有用ですので、以下のような不審点等に気が付いた場合は、最寄りの税関へ情報提供をお願いします。

なりすましによる密輸事案

ポタンエビの箱から覚醒剤を摘発

カナダから到着した海上貨物（ぼたん海老等と記載の箱）に隠匿された覚醒剤約239キログラムを摘発しました。



コンテナ悪用による密輸事案

(海外摘発) コンテナに投げ込まれたコカイン

チリから米国内に到着した海上コンテナから、コカイン約38キログラムが摘発されました。



不審の判断ポイントは？

- 貨物の品名・数量に比べ重量が過大又は過小である
- 関税等の納付手続きに際し、通常は納期限延長制度や自社口座を利用しているにもかかわらず、通関業者の口座を利用しようとする
- 通常と異なる配送先が指示された
- 輸入者の業種にそぐわない貨物を輸入する…等

- コンテナのシールに異状がある
- コンテナの扉をこじ開けたような痕跡がある
- コンテナ内に荷姿の異なる貨物がある
- コンテナ床面に不審な「粉」等がこぼれている…等
- リーファーコンテナ冷却部分のシール等に異状がある…等

